

1) 財政的優遇策に関する規定

- 「上海市グローバル会社本部発展資金管理弁法」

[上海市跨国公司地区总部发展资金管理办法](#)（沪商规〔2024〕2号）

– 2024年2月1日施行、2029年1月31日まで有効（5年間）

※ 「地域本部」と「事業部本部」（及び「グローバル研究開発センター」）が支給対象。

※ 「本部型機構」に対する財政補助は定められていない。

2) 財政的優遇の内容

項目	金額	条件		支給期間
		地域本部	事業部本部	
開業補助金	RMB500万元	<ul style="list-style-type: none"> 認定日…2022年11月1日以降 払込資本金 ≥ USD3,000万米ドル 従業員数 ≥ 10人 親会社から管理授権された中国内外の企業数 ≥ 1社 		<ul style="list-style-type: none"> 1年目40% 2年目30% 3年目30% ※認定後3年以内に申請
賃料補助金	オフィス賃料の30% ※面積1,000㎡以内 ※8元/㎡/日以内	<ul style="list-style-type: none"> 認定日…2022年11月1日以降 払込資本金 ≥ USD200万米ドル 従業員数 ≥ 10人 親会社から管理授権された中国内外の企業数 ≥ 1社 		3年間 ※自社物件購入・建築時は同水準で一括支給
グレードアップ奨励金	RMB300万元	<ul style="list-style-type: none"> 管轄地域 ≥ アジア 払込資本金 ≥ USD200万米ドル 従業員数 ≥ 50人 親会社が任命した責任者及び本部機能に関連する主要高級管理職者が上海に常駐 		一括支給

2) 財政的優遇の内容

項目	金額	条件		支給期間
		地域本部	事業部本部	
経営奨励金	RMB500万元	• 払込資本金 \geq USD200万米ドル		1年目40% 2年目30% 3年目30%
		• 年営業額		
		RMB5億~10億元	RMB10億~15億元	
	+RMB300万元	RMB10億~15億元	RMB15億~20億元	※基準到達翌年申請
	+RMB200万元	\geq RMB15億元	\geq RMB20億元	
増資奨励金	RMB200万元	<ul style="list-style-type: none"> • 増資によって上海市の発展を志向するプロジェクト（ただし、不動産業・金融業を除く）に投資 • 年間新規払込外資金額 \geq USD3,000万米ドル • 3年以内に減資・資本引揚げ・内資転換をしないことを書面で誓約 		一括支給 ※増資金額払込翌年申請 ※開業補助金申請年度は重複申請不可

2) 財政的優遇の内容

[参考] グローバル研究開発センター（全球研发中心）

項目	金額	支給期間	条件
開業補助金	RMB500万元	・1年目40% ・2年目30% ・3年目30% ※認定後3年以内に申請	・認定日…2020年12月1日以降 ・専任研究開発者 ≥ 50名
賃料補助金	オフィス賃料の30% ※面積1,000㎡以内 ※8元/㎡/日以内	3年間 ※自社物件購入・建築時は 同水準で一括支給	

2) 財政的優遇の内容

[参考] グローバル研究開発センター（全球研发中心）

<認定条件>

- 上海市に合法的に設立された外商投資企業
- 明確な研究開発分野と具体的な研究開発プロジェクトを有する
- 固定的場所と科学研究に必要な器具設備等の条件を具備している
- 親会社がグローバル範囲で最高レベルの研究開発センターとしての授権を行う
- グローバル研究開発プロジェクトを担う
- 研究開発への累計投入総額 \geq 1,000万米ドル以上
- 研究開発への前年度投入額が親会社のグローバル研究開発に占める割合 \geq 10%

「上海市外資研究開発センター設立奨励規定」 [上海市鼓励设立和发展外资研发中心的规定](#)（沪府办规〔2020〕15号）